

## 今冬向け節電プログラム（高圧以上お客さま）

（赤字：今回お知らせ箇所、その他：10月6日お知らせ内容）

	月間節電コース	ピーク時節電コース
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節電対象期間の各月の「1日あたりの電気の平均ご使用量」について、前年同月（ない場合は前月）の使用電力量と比較し、3%以上の節電を達成した場合、達成特典を進呈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社担当者から、節電対象の時間帯を事前にお知らせ</li> <li>・当該時間帯におけるベースライン*からの節電量に応じて達成特典を進呈 * 国が発行するERABガイドラインに定められるhigh4of5(当日調整なし)を採用</li> </ul>
対象お客さま	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧以上お客さま</li> <li>〔対象外のお客さま〕 節電が困難な以下のご契約 無人箇所（太陽光パワーコンディショナー契約等）、かんがい排水用電力、自家発補給電力、臨時電力、深夜電力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家発設備等により節電可能なお客さま（契約電力500kW以上）</li> <li>〔対象外のお客さま〕 月間節電コースの対象外契約に加え、電源I'に加入中のご契約</li> </ul>
参加受付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年11月17日～12月21日</li> </ul>	
節電対象期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔計量日が1日の場合〕 2023年1月計量日 ～2023年4月計量日前日</li> <li>〔計量日が2日以降の場合〕 2022年12月計量日 ～2023年3月計量日前日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年12月1日～2023年3月31日</li> </ul>
参加方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール申込 (申込書を特設HPからダウンロード)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象お客さまへ、個別にご案内</li> </ul>
特典	参加特典 <sup>注1</sup> (国)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20万円の電気料金割引（参加申込月の翌々月進呈予定）</li> </ul>
	達成特典 (国)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年同月（ない場合は前月）と比較して3%以上の節電を達成されたご契約に対し、当社特典に「20,000円/月」の割引を上乗せ</li> <li>・節電に取り組んでいただきたい時間帯の節電成功量に応じ、当社特典と同額（20円/kWh）の割引を上乗せ<sup>注2</sup></li> </ul>
	達成特典 (当社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年同月（ない場合は前月）と比較して3%以上の節電を達成されたご契約に対し、以下の電気料金割引を進呈（節電対象月の翌々月分を割引） 〔契約電力50kW未満〕 500円/月 〔契約電力50～499kW〕 2,000円/月 〔契約電力500kW以上〕 5,000円/月</li> <li>・節電に取り組んでいただきたい時間帯の節電成功量に応じ、20円/kWhの電気料金割引を進呈（節電対象月の翌々月分を割引）</li> </ul>

## 〔プログラム共通〕

主な参加条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の節電促進事業の運営に必要な個人情報を、本事業の事務局へ提供することに同意いただくこと</li> <li>・その他プログラムや特典に関する注意事項等に同意いただくこと</li> </ul>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りの当社営業所</li> <li>・受付時間：平日(月～金)9:00～17:00 なお、お電話での節電プログラム参加申込受付は行っておりません。メールでのお申込みをお願いします。</li> </ul>

注1 参加特典は、法人単位で「ピーク時節電コース」と「月間節電コース」のいずれか1回の進呈となります。

注2 国の特典については、需給ひっ迫警報・注意報発令日を除き、月に24時間を上限と定められています。